

荒木関克己税理士事務所 報酬料金表

～ 資本等金額が 1 億円未満の企業用～

当事務所では、お客様にとって必要な業務だけを選択していただき報酬が決定する、いわゆるカフェテリア方式を採用しております。

下記メニューのうち、ご必要な業務のみを選択することができます。

【 1 】 会計・記帳代行報酬（注 1）

年間粗利益(注2)	月額報酬(注3)	
	消費税免税・簡易課税業者	消費税原則課税業者
500 万円以下	6,000 円	8,000 円
500 万円～1,000 万円	10,000 円	13,000 円
1,000 万円～2,000 万円	18,000 円	22,000 円
2,000 万円～3,000 万円	24,000 円	30,000 円
3,000 万円～5,000 万円	30,000 円	38,000 円
5,000 万円～7,000 万円	36,000 円	46,000 円
7,000 万円～9,000 万円	42,000 円	54,000 円
9,000 万円超	要相談	要相談

(注) 年間粗利益は前年度の実績を用います。なお、設立初年度は最低額を用います。
 製造業・建設業につきましては、粗利益 = 売上高 - 材料費 - 外注費として計算します。

【 2 】 給与処理・年末調整等報酬（注 1）

内 容	報 酬 額
月次給与処理	1,000 円 + 1,000 円×人数
月次給与処理のある年末調整処理	1,000 円×人数
月次給与処理のない年末調整処理	15,000 円 + 2,000 円×人数
社会保険等届出書類	1件当たり 3,000 円
償却資産税申告書	10,000 円

【 4 】 税務申告報酬（注 1）

内 容		報 酬 額	
法人税 確定申告	資本金 1,000 万円以下 かつ、1事業所	過去3年連続、所得がない場合	90,000 円
		過去2年連続、所得がない場合	120,000 円
		上 記 以 外	150,000 円
	資本金 1,000 万円超、または事業所 2 以上	要相談	

所得税 確定申告	給与所得・年金所得・配当所得だけの場合	5,000 円
	上記以外で譲渡所得がない場合	15,000 円
	不動産の譲渡以外の譲渡所得がある場合	30,000 円
	不動産譲渡所得がある場合	40,000 円
相続税 確定申告	遺産分割協議の作成	50,000 円
	相続財産1億円以下	200,000 円
	相続財産1億円～1億 5,000 万円	250,000 円
	相続財産1億 5,000 万円～2億円	300,000 円
	相続財産2億円超	要相談

(注) 法人税確定申告の報酬額は、【5】の顧問契約を結んでいただいた、お客様に対する金額です。

なお、所得税申告・相続税申告の報酬額も同様に、【5】の顧問契約を結んでいただいた、企業の社長様に限定して適用される特別優遇の金額です。

一般的な確定申告報酬については最終ページに一部掲載しております。

【5】税務顧問報酬（注5）

人数規模	専属税理士（月額）
5人以下	15,000 円
6人～30人	20,000 円
31人～100人	30,000 円
100人超	要相談

(注1) こちらは資料を当事務所にお持ちいただくか、郵送していただいた場合の報酬です。ご訪問させていただいた場合には、最低 1,000 円の交通費等が加算されます。

(注2) 事業所が複数ある場合は、別途相談させていただきます。

(注3) 会計システム fortune 導入、又は自計化されていて、会計データのチェックのみの場合は、**会計・記帳代行報酬の5割引**になります。

(注4) この報酬額には消費税の確定申告書作成料が含まれております。

(注5) 税務顧問契約は、通常の国内での会計税務の範囲内での業務です。事業承継・相続・海外関係等の顧問については、別途、ご相談とさせていただきます。

(注6) 上記金額は、消費税を含んでおりません。

当事務所の報酬に対する考え方について

当事務所の報酬は、税理士報酬を決定する際によく使われる、年間取引額（いわゆる年間売上高）ではなく、原則として、その売上高から変動費（仕入れ、外注費）の総額を引いた**年間粗利益**を目安に決定させていただいております。

これは、年間の売上高だけでは捉えることのできない、その企業または個人オリジナルの特徴特質を、粗利益を利用することによって、捉えられると考えたからです。（粗利益 = 売上 - 変動費）

また、できるだけリーズナブルに利用してもらうため、お客様にとって必要な業務だけを選択していただいて報酬が決定する、いわゆるカフェテリア方式を採用しております。

これによって、従来の税理士報酬にあった、『この金額は何なのか、どうすれば安くなるのか』という不満や疑問も払拭することができると考えております。

お見積もりは無料です。お電話でも電子メールでも結構です。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせは 011-206-7752 または info@sapporo-zeirishi.com まで。

報酬料金例

(特に記載がなければ人数はすべて5名以下、資本金は1,000万円とします)

(1) 個人企業の開業初年度の場合

会計・記帳代行報酬	月額	6,300円	} 年額 242,550円(税込) fortune ご利用の場合
(会計システム fortune 利用の場合)	月額	3,150円)	
税務顧問報酬	月額	15,750円	
所得税確定申告報酬		15,750円	

(3) 法人の開業初年度の場合

会計・記帳代行報酬	月額	6,300円	} 年額 384,300円(税込) fortune ご利用の場合
(会計システム fortune 利用の場合)	月額	3,150円)	
税務顧問報酬	月額	15,750円	
法人税確定申告報酬		157,500円	

(3) 前年度売上高 2,500万円、材料・外注費 700万円の個人企業(消費税簡易課税)の場合

会計・記帳代行報酬	月額	18,900円	} 年額 318,150円(税込) fortune ご利用の場合
(会計システム fortune 利用の場合)	月額	9,450円)	
税務顧問報酬	月額	15,750円	
所得税確定申告報酬		15,750円	

(4) 前年度売上高 5,000万円、材料・外注費 1,000万円の法人(消費税簡易課税・人数8名)で、過去3年連続、所得がない場合

会計・記帳代行報酬	月額	31,150円	} 年額 535,500円(税込) fortune ご利用の場合
(会計システム fortune 利用の場合)	月額	15,750円)	
税務顧問報酬	月額	21,000円	
法人税確定申告報酬		94,500円	

(5) 前年度売上高 1億 2,000万円、材料・外注費 3,500万円の法人(消費税原則課税・人数20名)で、前期に所得があった場合

会計・記帳代行報酬	月額	28,350円	} 年額 749,700円(税込) fortune ご利用の場合
(会計システム fortune 利用)	月額	21,000円)	
税務顧問報酬	月額	21,000円	
法人税確定申告報酬		157,500円	

(参考：各料金表の抜粋)

		内容	報酬額
所得税確定申告	オフショール料金	基本料金(一律)	5,000 円
		医療費控除	5,000 円
		雑損控除	10,000 円
		住宅取得等特別控除	20,000 円
		一時所得・雑所得(公的年金以外)	15,000 円
		不動産所得・事業所得(集計・記帳代行を必要としないもの)	10,000 円
		不動産所得・事業所得(集計を必要とするもの)	35,000 円
		不動産所得・事業所得(記帳代行を必要とするもの)	通常の記帳代行報酬の 18ヵ月分
		譲渡所得のうち不動産の譲渡以外のもの	30,000 円
		不動産の譲渡所得(基本)	70,000 円
		不動産の譲渡所得のうち、買換え・交換・収用及び居住用等の特別控除、保証債務その他の特例を用いるもの	一特例適用につき、 100,000 円を限度に加算
		相続税確定申告	オフショール料金
遺産の総額 6,000 万円～1億円	その金額の 0.8% を加算		
遺産の総額 1億円～3億円	その金額の 0.2% を加算		
遺産の総額 3億円～5億円	その金額の 0.1% を加算		
個人・同族会社間で賃貸している土地がある場合	1画地につき 20,000 円		
非上場株式がある場合	1社につき 50,000 円		
オーナー会社所有の土地がある場合	1画地につき 20,000 円		
遺産分割協議書の作成	50,000 円		
現地の確認が必要な土地の場合の日当	1日当たり 40,000 円		

[相続申告報酬の目安]

遺産の総額 ^(注)	報酬額
8,000 万円	310,000 円～
1 億円	470,000 円～
2 億円	670,000 円～
3 億円	870,000 円～
4 億円	970,000 円～
5 億円	1,070,000 円～

(注) 遺産の総額とは、相続税の申告書第1表の取得財産の価額に純資産価額に加算される贈与財産価額を加え、さらに、生命保険金等及び退職手当金等の非課税金額並びに小規模宅地等の課税価格の計算に当たって減額される額、特定事業用資産の課税価格の計算に当たって減額される額を加算した金額をいいます。
(いわゆる相続財産のうちプラスの財産の合計額)